

第8回学長選考会議議事概要

日 時 平成19年4月27日（金）13時～15時
場 所 事務局特別会議室
出席者 石田（議長代行），本木，鹿野，中沼，柴田，佐藤，池田，石原，
欠席者 杉本，竹越，三谷
オブザーバー (土)，(山口)

議事に先立ち、石田委員から、議長の後任が未定であることから事前に議長代行の指名を受けている同委員が進行を努める旨の説明があった。

1 議 事

(1) 学長選考規則（案）及び同細則（案）に対する書面附議の結果について

議長代行から、標記に係る書面附議の結果、11名から承認をいただいたこと、ただし不承認も含めて6名の委員から意見をいただいたことの報告があり、本日はこれらの意見に対する対応案を含め、最終とりまとめのための議論をお願いしたい旨の要請があった。

(2) 書面附議における意見等について

(ア) 選考時期に係る意見について

選考時期について、「任期満了の1月前まで」（規則第3条第2項）は遅すぎるとの意見について審議の結果、学長選考終了後の重要な処理事項等を考慮して、最低でも4か月は確保したいとの意見に基づき、「任期満了の4か月前まで」に修正することとした。

(イ) 選考会議の学内委員と推薦人との重複について

選考会議の学内委員は推薦人になれるのか明確にすべきとの意見について審議の結果、重複を認めたときの影響力の大きさや選考会議委員を出していない部局との均衡も考慮して、学内委員は推薦人になれないこととした。

(ウ) 投票結果等の公表について

各種の投票結果又は投票内容の公表には当票数、順位も含めて公表するということを規定上明記すべきとの意見について審議の結果、意向投票の結果については、開票録の公示によりこれらの公表が明確であり、また、最終学長候補者決定に係る手続きについても「当該決定に至る経緯を公表する（第11条第10項）」との規定により、決定に当たって実施される投票においては当然、投票数と順位を公表するものであることから、特段の規定を設けないこととした。

(エ) 意向投票に要する期間について

第1次投票から第2次投票までに要する期間（規則第10条第2項）が長すぎるとの意見について審議の結果、学長を選ぶにふさわしい投票行動を確保するとともに、選考に対する有権者の意識を保ちながら投票行動等を行うためには可能な限り短期間で終了させることができ望ましいとの観点から、第2次投票は、第1次投票の終了後2日目に実施することとし、これに伴い、所信文書の公表

(第9条第3項)を第1次投票の前に変更することとした。

(オ) 被推薦者が複数の推薦を受けたときの対応について

「被推薦者は、複数の推薦を受けることができない。」(規則第5条第5項)の規定について、結果として推薦候補者が重なったときの対応が不明との指摘を受けて審議の結果、複数の推薦を受けることは制限せず推薦調書の公示を1つのものに限ること又は複数のものを当該推薦候補者自らが調整の上、1つにすることにより対応することとした。

(カ) 刑事罰が確定したときの解任に係る審議の必要性について

刑事罰が確定したときには、即解任するかしないかの審議に取りかかる項目が必要か否かを検討願いたいとの意見に基づき審議の結果、このような事態が発生したときは、正規の手続きにより学長の解任の申出(第13条第1項)となることが予想されるため、個別に審査項目を設ける必要は無いとの結論が出された。

(キ) 責任者会議の構成、機能、責任者会議開催の要件等について

責任者会議の構成員から選考会議委員を除き、責任者会議の開催要件を「複数の選考会議委員からの要求」(第11条第2項)から「3分の2以上の選考会議委員」に修正すべきとの意見について、種々意見交換の結果、複数の委員からの要求があればいきなり責任者会議の開催に至るのは、あまりにも選考会議の自律性が軽くなる恐れがあることから、責任者会議の開催要件については、「3分の1以上の選考会議委員からの要求」に改め、要求時期も選考会議としての意思決定がされる前の合議中とすることとした。ただし、責任者会議の構成員については、責任者会議が拡大選考会議として浮上してきた経緯や選考会議委員を除いた場合の全体に占める学外委員の割合が極度に少数とならないよう考慮して、規定の表現のみを評議員及び経営協議会委員に改めることとした。

(ク) 第2次投票及び最終決定に係る手続きについて

第2次投票及び最終決定に係る手続きは、「同日中に行う」(第11条第9項)を「可及的同日中に行なう」に改めるべきとの意見について審議の結果、選考会議による合議及び合議不調時の記名投票の手続き等に長時間を要する事態も想定できるので、「可能な限り同日中に実施する」に修正することとした。

(ケ) 不在者投票について

不在者投票は、その実施の方法を工夫し認めるとされていたはずであり、そうあるべきだとの意見に基づき審議の結果、本日の議論により第2次投票に係る不在者投票の実施が困難になったこと、及び第1次投票と第2次投票で異なる取扱いをすべきでないこと、さらに不在者投票に伴う管理委員会の業務に過重な負荷がかかることも予想されることなどから、原案どおり、不在者投票を実施しないこととした。

(コ) 責任者会議における決選投票について

責任者会議が学長選考会議に最適任者を推薦するための投票においては、決選投票まで行わないことが確認されているはずであるとの意見に基づき審議の結果、推薦を受けた選考会議の最終決定を拘束すべきではないとの考え方から、決選投票は実施せずその結果を選考会議に報告することとした。

本日の審議に基づき規則及び細則の修正を行い、各委員に報告（字句の修正等軽微なもの修正は、議長代理に一任）することが了承された。

さらに、これらの手続きが終了後速やかに規則及び細則をホームページ上で公表することが了承された。

次回開催予定

◎第9回学長選考会議

6月15日 経営協議会と同日開催の予定